

番号	要望書
項目	「憲法 9 条の碑」設置に関する要望書
(回答) 本市では、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」との規定に基づき、所有する行政財産の使用を許可しております。また、その具体的な使用許可にかかる範囲及び基準については、本市にて「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準について（以下、「審査基準」とします。）」を定めており、当該審査基準に基づき使用許可の可否について判断することとしています。 今回のご要望については、当該審査基準に該当せず、お受けいたしかねます。 今後とも、当区行政にご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。	
担当	住吉区役所総務課 電話：06-6694-9683